

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議
開 催 日 時	令和3年 6月 30日(水) 午前・ 午後 3時00分から 午前・ 午後 5時00分まで
開 催 場 所	吉川市役所304・305会議室
出席委員(者)氏名	星座委員、渡辺委員、亘委員、高橋委員、岡田委員、鈴木(平)委員、糸井委員、杉田委員、金井委員、吉澤委員、小池委員、鈴木(俊)委員、塩入委員、明星委員
欠席委員(者)氏名	熊谷委員
担当課職員職氏名	吉川市長 中原恵人 こども福祉部長 伴茂樹 こども福祉部障がい福祉課長 程田浩司 こども福祉部障がい福祉課障がい支援係長 薄田千枝子 こども福祉部障がい福祉課障がい支援係主事 江原千晶 こども福祉部障がい福祉課障がい支援係主事 石井賢聖
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1. 開会 2. 委嘱書交付 3. あいさつ 4. 委員自己紹介 5. 委員長、副委員長選出 6. 議事 (1) 吉川市の障がい者の就労支援 (2) 障がい者の就労希望(アンケート結果)・現在の就労支援のしくみ (3) 新たな就労支援策(案)のイメージ (4) 今後のスケジュール 7. その他 8. 閉会 ※すべて公開
非公開の理由(会議を非公開にした場合)	
傍聴者の数	1名
会議資料の名称	・資料1-1 吉川市の障がい者の就労支援 ・資料1-2 吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議提言書 ・資料1-3 吉川市の障がい者就労支援の現状について ・資料2-1 障がい者の就労希望(アンケート結果) ・資料2-2 就労支援のしくみ ・資料3 新たな就労支援策(案)のイメージ ・資料4 今後のスケジュール

会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	渡辺委員、亘委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
事務局	資料の確認 1. 開会 開会の宣言 2. 委嘱書交付
市長	3. あいさつ 中原恵人 吉川市長あいさつ 4. 委員自己紹介
事務局	5. 委員長、副委員長選出 委員の互選により、委員長に星座正俊委員、副委員長に鈴木俊昭委員が選出。 6. 議事 (1) 吉川市の障がい者の就労支援 【関係資料】 資料1-1 吉川市の障がい者の就労支援 資料1-2 吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議提言書 資料1-3 吉川市の障がい者就労支援の現状について (事務局から説明)
市長	一般企業の方々に障がい者雇用を広く周知していくために、市が率先して障がい者雇用をしなければならない。 就労体験だけではなく、その後の就労に結び付くように取り組んでいる。市役所のみならず、市内の小中学校においても用務員として障がい者の方に働いてもらうなど、民間企業からの理解を得るためにも行政で出来ることに努めている。
委員	資料1-3の2頁の(4)、市役所での就労体験事業は、どのくらいの期間実施するのか。
事務局	5日間(1週間)である。
委員	資料1-3の3頁の3、民間企業における障がい者雇用の全国的な状況について、障がい者の実雇用率に関しては埼玉県が2.3%、全国が2.15%という現状で、全国平均を上回っている。埼玉県は平成23年頃までは全国で最下位であったが、近年は実績が伸びている。
事務局	(2) 障がい者の就労希望(アンケート結果)・現在の就労支援のしくみ

	<p>【関係資料】 資料 2-1 障がい者の就労希望（アンケート結果） 資料 2-2 就労支援のしくみ</p> <p>（事務局から説明）</p>
委員	<p>アンケート結果によると働きたいという方は多いが、現在の就労支援の仕組みは、働きたい方がどのように就労へ繋がるのか経過がわかりづらいという課題がある。</p> <p>企業に対しては助成金等の申請、利用者本人に対してはハローワーク等への同行支援など、就労にあたって必要な手続きを踏むと、かなり時間を要してしまう。</p> <p>就労定着支援は、就職してから6ヶ月以降であれば、月1回までの定期的な面談支援や支援に対する報酬の裏付けがあり、制度に則った支援が可能。ただし、6ヶ月に満たない期間は支援に対する報酬の裏付けがなく、本来、重要である就職後の慣れるまでの期間の支援が出来ない制度となっている。</p>
市長	<p>なぜ就労後6ヶ月してからの支援の仕組みになっているのか。就労が定着するまでのサポートは無いのか。</p>
委員	<p>就職後6ヶ月間は就労移行支援があるが、元来、利用者が集まって作業をする事業者が、利用者の就職後に支援を継続することは現実的ではなく、十分な支援が出来ないことがある。</p>
委員	<p>現在の仕組みでは、障がい者の方の自立度が低いと就労定着支援を受けることが難しい状況である。アンケート結果の「仕事に慣れるまで誰かに付き添ってほしい」というニーズに対して齟齬が生じている。</p>
委員	<p>就職後にも継続した支援出来るように就労定着支援の支援員がすぐにサポートしている現状がある。</p>
市長	<p>学校を卒業する生徒が就職を希望する場合は、どのようなサポートがあるのか。</p>
委員	<p>在学中に各市の就労支援センターへ登録をし、卒業後は就労支援センターへ支援を移管している。</p> <p>卒業した生徒の就職後の支援を学校が続けることは非常に難しい。地域の支援体制が整ってきているため、必要に応じて関係機関と情報共有している。</p>
委員	<p>吉川市就労支援センターを通して就労した方は、前向きなサポートにより就労定着支援までつながっている印象がある。</p>
委員	<p>学校は在学中の3年間で、学校から次の関係機関へのスムーズな移行を促していけるようサポートしていきたい。</p>
委員	<p>「就労」とは、フルタイムのことを言うのか。パートタイム、</p>

	アルバイトは障がい者雇用にならないのか。
委員	パートタイムやアルバイトも、就労に含まれる。現在は、超短時間雇用として、週10時間以上（1日2時間）からといった働き方も選択出来るようになり、これに対する助成金も整備されている。
事務局	市で雇用している知的障がい者の方は、1日4時間、週20時間働いている。
委員	週20時間以上働くと、障がい者雇用の対象として0.5人分に数えることが出来る。
事務局	<p>(3) 新たな就労支援策（案）のイメージ 【関係資料】 資料3 新たな就労支援策（案）のイメージ</p> <p>（事務局から説明）</p>
委員	職場実習支援については、埼玉県においても同様な取組をしている。あくまで企業の障がい者雇用体験という形で、企業支援を目的に行っている。企業によっては、20,000円の補助を受け取っても処理が面倒という声があり、補助金の支払いは取りやめた経緯がある。今回のイメージでは、障がい者から相談を受けた場合、実習の協力をしていただく企業は市が探すのか。
事務局	市が把握している情報は少ないため、就労支援センターやハローワークと連携して対応を図ることを想定している。
委員	県でも同様の支援を実施しているため、その棲み分けが出来るかよい。
事務局	職場実習支援を実施することで、まずは近い市内の事業所の方々に、障がい者の就労を市がバックアップしているということを知ってもらいきっかけとして取り組んでいきたい。また、昨年アンケート結果を受けて、就労を希望している方が多く、就労後の初めの期間の不安を抱えている方が多いことを実感した。就労初期支援により、出来るだけ人的な支援をしていきたいと考えている。
市長	実習支援の付き添い等は誰がサポートするのか。
事務局	就労初期支援に入る就労支援事業所のスタッフが職場実習に付き添いサポートすることを想定している。
市長	例えば、就労支援センターに登録のある方が申請に来た場合は、実習の付き添いは就労支援センターの方が担当すると思う

	<p>が、どこにも属していない障がい者の方から相談や申請があった場合は、誰が実習支援のサポートをするのか。</p>
事務局	<p>就労支援センターが対応することを想定している。</p>
委員	<p>長く就労が続いている方は、自宅から近い事業所で働いている方が多い傾向にある。 就労支援センターとしても、近い市内の事業所等であれば移動に長い時間がかからないため、より多くの方の支援の対応が可能となる。</p>
市長	<p>市としては、制度を知らない事業所の方に対しては、基金を活用した補助金等があると働きかけやすい。</p>
委員	<p>イメージのような支援体制があれば、活用したいと考える対象者は一定数いると思われる。複雑な制度の中で、まずは市に窓口が出来て支援の流れが出来ることは良いことだと思う。</p>
市長	<p>障がい者雇用をどのような流れで開始したのか実例を知りたい。</p>
委員	<p>当社では、最初は特別支援学校から相談を受けたことがきっかけである。その後も関係機関から紹介があった。 障がい者が働くうえでは、配慮すべき事情を職場全体で理解することが不可欠であるし、障がい者自身の教育も必要である。当社は就労移行支援事業所の支援があって続けられたと思うし、関係者の皆が協力しなければならない。 職場実習支援は良い取組だと思うが、障がい者雇用を知らない事業所にとっては、抵抗があるのかもしれない。</p>
市長	<p>最初の慣れるまでの期間は、付き添い等の支援があったのか。</p>
委員	<p>実習の間は就労移行支援事業所にサポートしてもらった。雇用契約後は、徐々に支援のスペンが長くなっていた。 当社では製造の過程で作業を細分化し、プラスチック製品の検品を障がい者の方に担当してもらっている。</p>
市長	<p>職場実習イメージ案の1日4時間、1回20,000円の補助という基準はいかがか。</p>
委員	<p>社員を教育係として配置しなければならないため、このような補助金があると利用しやすくなると思う。</p>
委員	<p>農業は家族経営が多く、人を雇用すること自体があまり馴染まないかもしれないが、支援制度を知る機会があれば利用したいと考える事業者はいると思う。</p>
委員	<p>やはり受入側となる企業の負担軽減や新たな企業開拓をしていけると良い。</p>

	<p>また、実習ではあるものの僅かでも障がい者自身へ支払われる費用があると、障がい者にとってのやりがいに繋がるし、働いた対価をもらう経験が非常に意味のあることになると思う。</p>
委員	<p>埼玉県は企業の雇用体験への協力金として、障がい者の方へ1日1,000円を障がい者に支払っている。</p>
事務局	<p>市でも方法を検討していきたい。</p>
委員	<p>職場実習支援について、1日4時間は良いが、週5日は難しいのではないか。</p>
委員	<p>連続した5日間でなくても良いと思う。</p>
市長	<p>職場実習の5日間は、どのくらいの期間の中で実施するのか。</p>
事務局	<p>あまり長い期間は想定していないが、必ずしも連続した5日間でなくても良いと考えている。</p>
委員	<p>一般就労を見据えたうえで、ある程度の連続性はあった方が良く考えられるため週4日が妥当だと思う。</p>
委員	<p>私は資料1-3の1頁(3)の就職面接会に参加し、現在のパートタイムの仕事に就職した。付き添い支援があることは非常に良い。現在の職場では、周囲の従業員から障がいに対する理解が得られないことがあった。</p>
市長	<p>サポートが無いまま一人で面接会へ出向き、そこで知った企業に就職したのか。</p>
委員	<p>そうである。就職後には就労支援センターに支援していただくようになった。</p>
市長	<p>どのような勤務体系で働いているのか。</p>
委員	<p>週5日、6時から13時まで勤務している。最初は大変だったが、就労支援センターの支援により、ようやく周囲から理解を得られるようになって働きやすい環境になった。</p>
委員	<p>我々の事業所では、週5日で1日4時間労働での雇用契約を結ぶため、実習を行う場合は連続した3日間で1日4時間を最低条件に設定して検証している。 現在のイメージ案では、一般就労を目指す難易度に思われるため、仕事に慣れていない方や経験の無い方からすると少しハードルが高いように感じた。</p>
委員	<p>我々の事業所は実習を週5日、1日4時間労働で実施している。1週間の実習であれば、一般就労を視野に入れた厳しい対応でも頑張れる方は多いが、実際に雇用契約を結んで働き始め</p>

	<p>ると徐々に休みがちになってしまう方もいる。 市が職場実習支援を推進するうえでは、一般就労を目指した支援なのか、あるいはまずは周知することが優先であるのか、目的に応じて基準の設定をしなければならないと考える。</p> <p>(4) 今後のスケジュール 【関係資料】 資料4 今後のスケジュール</p> <p>(事務局から説明)</p>
市長	<p>今回頂いた意見をイメージ案に反映し、再度委員の皆様へ提示させていただきたい。</p>
事務局	<p>7. その他 次回の会議開催等に関する連絡は別途通知する。</p>
委員	<p>県障害者雇用サポートセンターのチラシを共有させていただきたい。</p>
<p>8. 閉会 閉会の宣言</p>	
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 3年 9月 8日</p> <p>署名委員 亘 泰成 (自署) 署名委員 渡辺 佐恵子 (自署)</p>	